

日本におけるバスケットボールチームのあり方に関する研究

スポーツクラブマネジメントコース

5007A322-0 外山英明

研究指導教員： 間野義之准教授

序論

2007年に徳島で開催された北京オリンピック予選を兼ねたFIBAアジアバスケットボール選手権大会で、男子バスケットボール日本代表はこれまでで最低の8位に終わり、北京オリンピック出場を逃した。これで男子バスケットボール日本代表は1976年モントリオール・オリンピック以降7大会連続(1980年モスクワ・オリンピックは不参加)でオリンピック本戦に進むことができなかった。また、アジアバスケットボール選手権の前年に行われた2006年FIBAバスケットボール世界選手権においても、自国開催でありながら男子日本代表は予選リーグで6チーム中5位に終わり、決勝トーナメントに残ることができなかった。これらの結果が示すように日本の男子バスケットボールは国際競技力の長期的な低迷に陥っている。

研究目的

本研究では日本の男子バスケットボールの国際競技力向上を達成するために、トップレベルのバスケットボールのクラブチームの在り方を他国や他団体と比較検討することで日本のバスケットボールのチームのあるべき姿について考察を行うことを目的とする。

研究方法

本研究では、まず日本の競技スポーツをこれまで牽引してきた「企業スポーツ」「学校スポーツ」の現状についての検証を資料を用いて行う。そして、それらをふまえた上で、海外事例を検証する。さらに、国内のクラブチームの中でも特徴的なクラブであるとして湘南ベルマーレ・堺ブレイザーズの検証を行い、最終的に日本の現状に最も適合しうるであろうモデルについての考察を行う。

海外の事例については以下の方法で検証を行った。

- ・ アメリカ・NBA:元ニュージャージー・ネッツ職員の安永氏への聞き取り調査
- ・ イタリア・セリエA・ベネトン・トレビソ:実地調査
- ・ 韓国・KBL:実地調査

現状把握

企業スポーツ

1990年代以降、これまで日本のトップスポーツを支えている企業スポーツは縮小傾向にある。1991年から2005年までの15年間で休・廃部になった企業チーム数は296チームで、特に1998年から2002年の5年間に全体の74%にあたる実に218もの企業チ

ームが休廃部した。企業スポーツの休部・廃部による消滅が進む一方で、非企業所有型のスポーツクラブの数が増加している。

学校スポーツ

少子高齢化が競技スポーツに対しても大きな影響を及ぼす。義務教育課程の中学校生徒総数は年々着実に減少している。これに対して、部活動加入率はほぼ横ばいで推移している。つまり、運動部活動加入者の総数が減少していると考えられる。これは競技スポーツにとっては競技人口の低下、競技間の人材確保競争に繋がることから非常に重要な問題であると言える。

競技的な視点からは以下の項目が課題としてあげられる。

- ① 強化をしなければならない時間帯に受験が重なり、思ったような強化・育成が出来ない。
- ② 若年齢からの大会が増え、そのため指導者が無理に試合に勝利する戦術を使い過ぎる、その結果育成よりも勝利至上主義に傾く傾向にある。
- ③ 指導者資格制度を導入したが、周知徹底がなされず、いまだにOB等に頼っている傾向にある。そのため、思わぬ方向に、一貫指導から逸脱するような傾向も見られる。
- ④ 指導者不足、この問題も大きく、指導者の平均年齢も高くなってきているため、指導者の育成が待たれる。

調査結果

海外クラブの事例検証

- ・ アメリカ・NBA:ニュージャージー・ネッツ
- ・ イタリア・セリエA:ベネトン・トレビソ
- ・ 韓国・KBL

について、①育成、②インフラ、③資金調達、④人材の確保の4項目を設定し、検証した。

国内クラブの事例検証

- ・ サッカー・湘南ベルマーレスポーツクラブ
 - ・ バレーボール・ブレイザーズスポーツクラブ
- の2クラブについて検証を行った。

まとめ

本研究では日本のトップレベルのバスケットボールクラブチームのあり方を考えることを目的とし、日本のスポーツが直面する現状・課題、諸外国のトップスポーツクラブチームのモデルの検証・我が国のバスケット

トボール以外の種目のクラブチームのモデルの検証を行ってきた。

これまでの研究をまとめると、現状の日本の状況に合った理想的なスポーツクラブチームの条件として以下の項目が必要であると考ええる。

- ① 企業からの支援をうける
- ② 地域からの支援を受ける(ファン:スポンサー・育成など)
- ③ 競技団体から認められる
- ④ 支援スポンサーを確保できる

クラブチームが自立して存続していくためには自立して株式会社を設立することが必要であると考ええる。特定非営利活動法人法(NPO法)が1998年に施行されて以来、NPO法人格を取得するスポーツクラブが増え始めた。NPO法の目的として、第1条で「ボランティア

活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進に寄与すること」とされている。しかし、NPO法人は財務基盤が脆弱であるため、安定した経営には課題が残る。

今後、トップスポーツクラブはこれまで学校スポーツ・企業スポーツが協力して支えてきた競技力向上の役割を担っていく必要があるだろう。企業スポーツの安定は、ここまで検証してきたように経済事情から考えても困難であると思われる。しかし、現状企業から完全に離脱してクラブを運営できるほどの資金を得ることは難しい。したがって、堺ブレイザーズのように大スポンサーが支援してくれる形が現在ではベストであるのと考ええる。